

第159回国会衆第49号に対する修正案

第162回国会衆議院内閣委員会可決

食育基本法案に対する修正案

食育基本法案の一部を次のように修正する。

附則第二条のうち内閣府設置法第四条第三項第二十七号の二の次に一号を加える改正規定のうち同項第二十七号の三中「平成十六年法律第 号」を「平成十七年法律第 号」に改める。